

文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

平成 28 年 3 月

文京区

目次

第1章 基本的な考え方

1 背景・計画の位置づけ	1
2 目的	1
3 概要	1

第2章 避難行動要支援者名簿

1 要配慮者と避難行動要支援者の範囲	4
2 避難支援等関係者の範囲	5
3 名簿に掲載される個人情報の範囲	5
4 個人情報の収集方法	6
5 名簿作成に関する関係部署の役割分担	6
6 区が保有する名簿の管理と更新	7
7 避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新	7
8 名簿登録を希望する方の受付	8

第3章 個別計画（避難支援計画）

1 概要	9
2 個別計画に盛り込む事項	9
3 支援体制の確保	10
4 個別計画の保管	10
5 個別計画の更新	10

第4章 避難支援

1 情報伝達	11
2 避難支援の体制	12
3 避難支援時（避難行動及び避難生活）の配慮	14
4 避難行動要支援者名簿の提供	14
5 避難行動要支援者名簿の活用	14
6 名簿情報を提供することに同意しない方に対する支援体制	15
7 避難支援等関係者（安否確認者等）の安全確保	15

8	避難所における支援対策	15
9	福祉避難所（二次避難所）	16
10	妊産婦・乳児救護所	17
11	関係機関等との連携による支援対策	17
12	自宅等で生活する要配慮者への支援	17
第5章 日頃の備え		
1	要配慮者及びその家族等への啓発	18
2	避難支援者（地域住民等）への啓発	20
3	防災訓練の実施	20
第6章 個人情報取り扱いについて		
1	受領書兼誓約書の提出	21
2	説明会の実施	21
3	避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置	21
資料1 要配慮者等に必要に対応について		22
【要介護高齢者／要支援高齢者】【視覚障害】【聴覚障害】		
【肢体不自由者】【内部障害】【知的障害／発達障害】		
【精神障害】【難病】【外国人】【妊産婦】【乳幼児】		
資料2 災害対策基本法 関係規定		40
資料3 関係様式		42
避難行動要支援者名簿（一覧表）		
避難行動要支援者名簿（個別表）		
避難行動要支援者情報の外部提供同意書		
避難行動要支援者情報の登録届出書兼外部提供同意書		
避難行動要支援者〔名簿・個別計画〕受領書		
避難行動要支援者個別計画（避難支援計画）		

第1章 基本的な考え方

1 背景・計画の位置づけ

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に「災害対策基本法」を改正するとともに、同年8月に「避難行動要支援者¹の避難行動支援に関する取組指針」を策定しました。

この法改正を受けた取組として、文京区（以下「区」という。）では平成25年度より避難行動要支援者対策について検討を進め、このたび「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「全体計画」という。）を策定し、「文京区地域防災計画」の下位計画として位置づけ、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

2 目的

この計画は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、区における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・共助・公助と、連携して要支援者の避難体制整備を図り、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

3 概要

あらかじめ、区が「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成します。

名簿には、関係機関共有方式名簿（区が抽出した要支援者の方全てが掲載）と、同意方式名簿（区が抽出した要支援者のうち、平常時から区民防災組織等に情報提供することに同意した方のみ掲載）の2種類があります。

【関係機関共有方式名簿】

区が抽出した要支援者の方
全てが掲載

【同意方式名簿】

平常時から区民防災組織等に
情報提供することに同意した方のみ
掲載

¹ 避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10）

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

関係機関共有方式名簿は、災害発生又はそのおそれがある場合に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき避難支援等関係者²（以下「支援者」という。）等に必要の限度で提供することができます。

同意方式名簿は、本人の同意に基づき、平常時から支援者へ提供し、安否確認や避難支援等の情報を共有します。

<平常時>



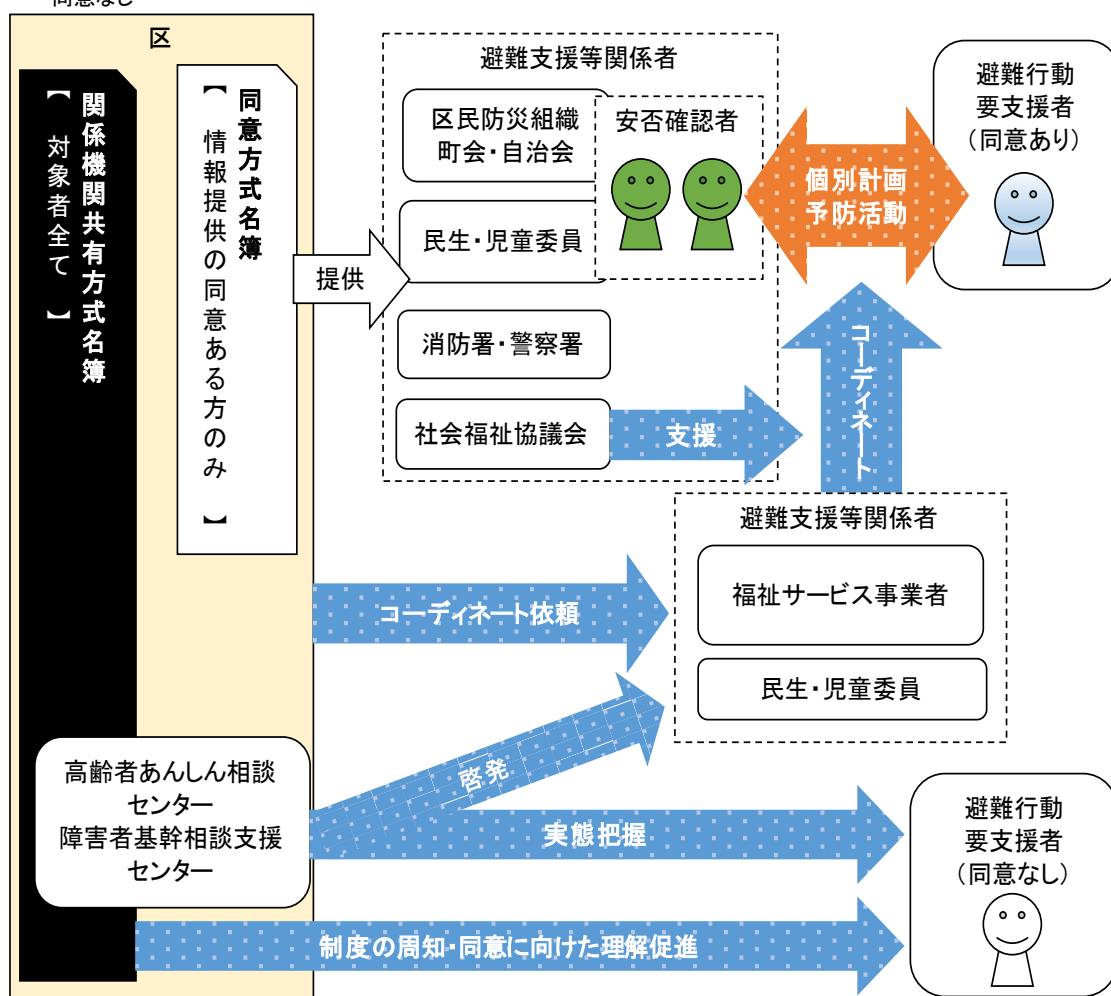
同意あり

同意方式名簿を支援者へ提供すると共に、区が福祉サービス事業者及び民生・児童委員に個別計画作成のコーディネート依頼を依頼し、要支援者に訪問調査等を実施して、一人ひとりの個別計画を作成、予防活動を行います。



同意なし

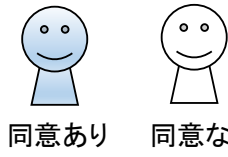
区が設置する相談機関と連携し、実態把握及び制度の周知・同意に向けた理解促進を行います。



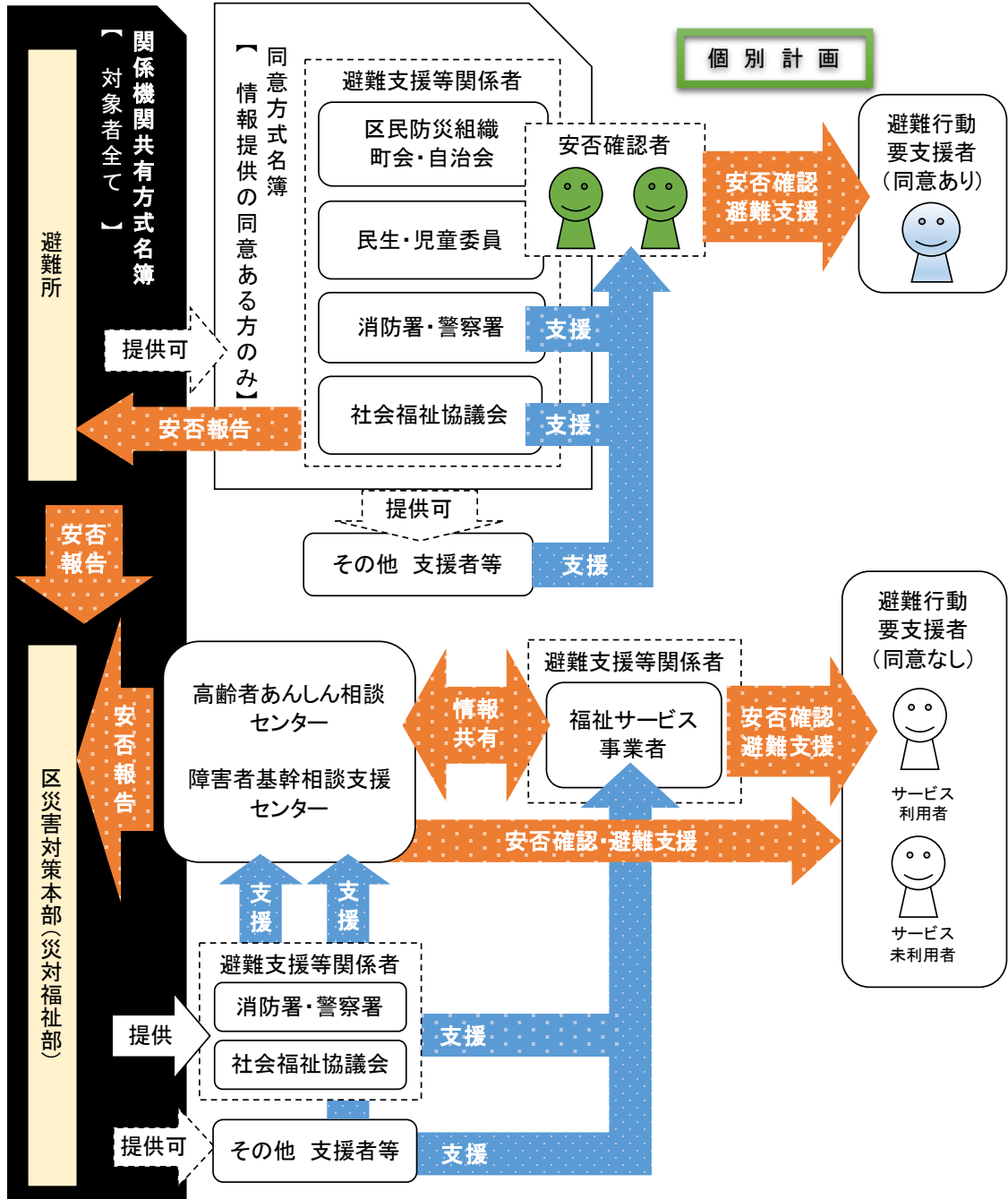
² 避難支援等関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

<災害時>



個別計画を活用し、安否確認者³による安否確認や避難支援、情報伝達等を行います。また、緊急時においては、同意の有無に関わらず、必要な限度で名簿情報を支援者へ提供できるとし、安否確認、避難支援を行います。



³ 安否確認者

要支援者に対して、安否確認及び避難支援を行うもの。

要支援者（又はその家族等）は、安否確認者としての役割等を説明し、了解を得た上で、近隣に住んでいる家族や近所の方等を安否確認者に指定する。

なお、要支援者が安否確認者を指定できないときは、コーディネーターが区や文京区社会福祉協議会と調整し、町会・自治会や民生委員等の避難支援等関係者とのマッチングを行う。

第2章 避難行動要支援者名簿

1 要配慮者と避難行動要支援者の範囲

区における要配慮者⁴及び避難行動要支援者については、以下の範囲とし、避難行動要支援者名簿を作成します。

要配慮者

避難行動要支援者（名簿対象者）

- 要介護者
 - ・要介護 3～5
 - 障害者（児）
 - ・身体障害者手帳 上肢1～2級、下肢1～2級、体幹1～3級
視覚1～2級、聴覚2級
 - ・愛の手帳 1～3度
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級
 - 難病患者
 - ・難病医療費受給者（日常生活全介助者）
 - 以下のいずれかに該当する方で、名簿掲載を希望する者
（上記で指定された方以外）
 - ・65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者のみ世帯
 - ・要介護、要支援認定者
 - ・身体障害者手帳、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
 - ・難病医療費受給者

P8「8 名簿登録を希望する方の受付」参照
 - その他、区長が必要と認めた方
- ※ 避難行動要支援者の範囲は、避難支援体制整備の状況に併せ順次調整していく。
- 上記以外の高齢者・障害者
 - 妊産婦・乳幼児
 - 日本語の理解が十分でない外国人
 - その他、災害時に負傷された方 等

※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても、当該施設内にて対応を図ることから、要配慮者及び避難行動要支援者の対象範囲から除きます。

⁴ 要配慮者（災害対策基本法第8条2項15号）
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

2 避難支援等関係者の範囲

区における支援者については、以下の範囲とし、要支援者の避難支援体制づくりを推進します。

避難支援等関係者	提供する名簿情報の範囲
<input type="radio"/> 区民防災組織（町会・自治会）	該当地域分のみ
<input type="radio"/> 民生委員・児童委員	
<input type="radio"/> 消防署・警察署	
<input type="radio"/> 文京区社会福祉協議会	全地域分
<input type="radio"/> 福祉サービス事業者 （居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者）	個人の要支援者のみ
<input type="radio"/> 安否確認者	

なお、マンションにおいて自発的な防災活動を行う管理組合等も、区民防災組織として位置付けることが有効であることから、今後、支援者の範囲についても、検討を進めます。

3 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時の避難誘導や安否確認、また避難所での生活支援を的確に行うため、平常時から要支援者の生活状況や身体状況等を把握し、関係者間で共有することが必要です。

区では、国の取組指針に基づき、次の項目を名簿に掲載するものとします。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所⁵又は居所⁶
- 住所地の避難所
- 避難支援等を必要とする理由
- 町会・自治会名
- 民生・児童委員名
- 本人連絡先（電話番号、FAX 番号等）
- 情報提供についての同意の有無及び個別計画の有無
- 利用している福祉サービス事業者
- 安否確認者の連絡先

⁵ 住所

各人の生活の本拠（民法第 22 条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。

⁶ 居所

人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所。

4 個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報は、下表のとおり収集するものとします。

個人情報の項目	収集方法
<input type="radio"/> 氏名 <input type="radio"/> 生年月日 <input type="radio"/> 性別 <input type="radio"/> 住所又は居所 <input type="radio"/> 住所地の避難所 <input type="radio"/> 避難支援等を必要とする理由 <input type="radio"/> 町会・自治会名 <input type="radio"/> 民生・児童委員名	<p>区で管理している情報を集約します。</p> <p>以下、「5 名簿作成に関する関係部署の役割分担」参照</p>
<input type="radio"/> 本人連絡先 <input type="radio"/> 情報提供についての同意の有無 <input type="radio"/> 利用している福祉サービス事業者 <input type="radio"/> 安否確認者の連絡先	<p>区から名簿掲載対象者等に対して送付する「避難行動要支援者情報の外部提供同意書」に、対象者本人（もしくはその家族等）が記入した情報を利用します。</p>

5 名簿作成に関する関係部署の役割分担

関係部署	役割
防災課	総括（地域防災計画） 対象者への制度の周知、普及啓発 名簿の掲載を希望する者の登録 災害情報システム管理、名簿更新 個別計画作成支援
福祉政策課	総括（災対福祉部）安否確認の集約
高齢福祉課 高齢者あんしん相談センター	同意がない対象者（要支援・要介護高齢者）の実態把握、避難支援
障害福祉課 障害者基幹相談支援センター	要支援者（障害者）の抽出 災害情報システムへの情報提供 同意がない各対象者の実態把握、避難支援
介護保険課	要支援者（要介護者）の抽出 災害情報システムへの情報提供
予防対策課 保健サービスセンター	要支援者（精神障害者・難病患者）の抽出 災害情報システムへの情報提供 同意がない各対象者の実態把握、避難支援

6 区が保有する名簿の管理と更新

(1) 管理

区は災害発生時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理します。

紙媒体の管理は、施錠のできる書庫等で管理し、電子データの管理は、あらかじめ所属長が指定した職員のみが、データの管理、更新等を行い、パスワード等により厳正な管理を行います。

なお、電子データは災害情報システムにおいて管理し、避難所別、町会・自治会別、民生委員・児童委員の地区別、要支援者の住所地別に検索できるようにし、災害時のバックアップ体制を確保することとします。

(2) 更新

区は名簿情報の更新を年1回行うものとしします。

更新の際には、情報提供の同意を得られなかった方に対して、継続的に同意の意思確認を行い、地域における避難体制の確立に努めます。

また、要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿から削除します。

7 避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新

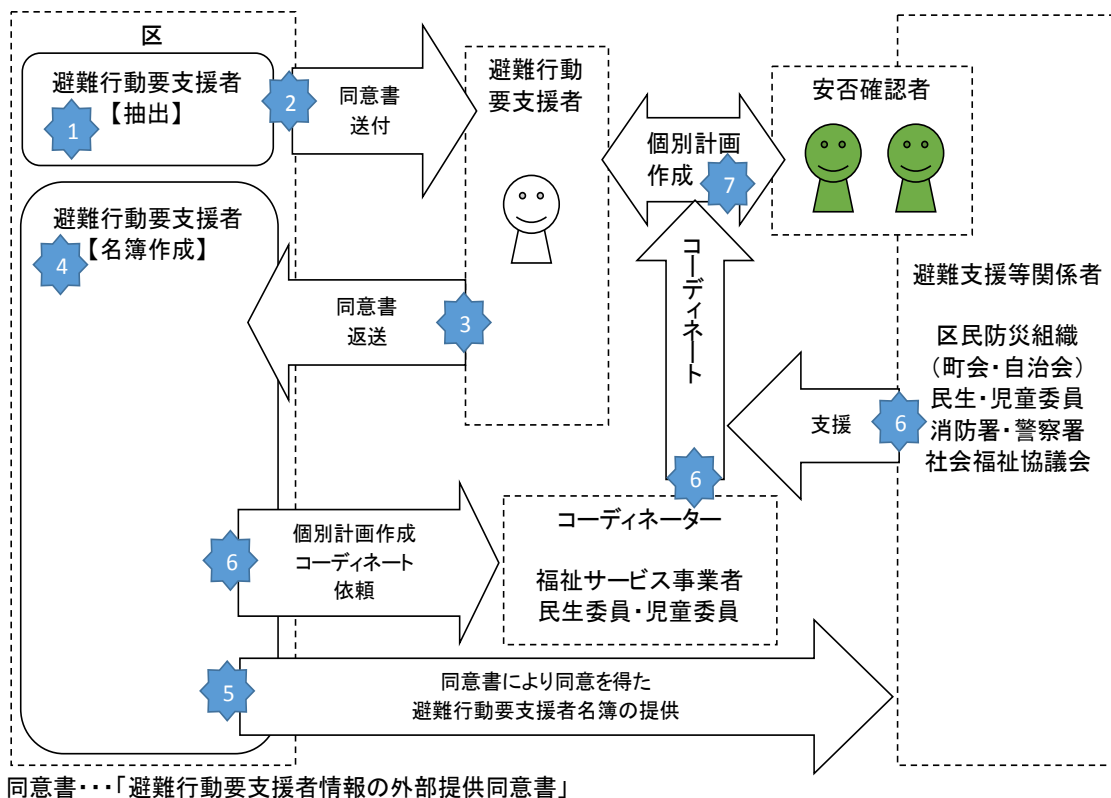
(1) 管理

支援者は、紙媒体で名簿を管理します。

名簿は厳正に管理を行います。名簿のコピー（複製）は認めません。また、提供先が団体である場合は、取扱う者をあらかじめ限定することとします。

(2) 更新

区は名簿情報の更新（年1回）に併せて、支援者へ名簿を提供し、古い名簿を回収します。また、支援者が名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう、区は個人情報保護対策を講じます（P21 第6章個人情報の取り扱いについて参照）。

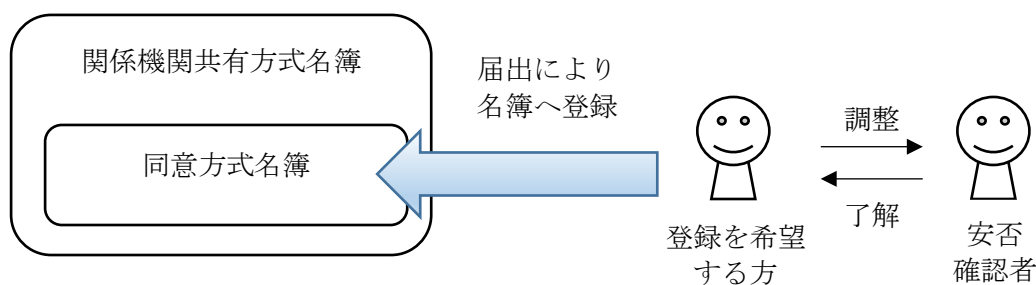


8 名簿登録を希望する方の受付

区は、区報等による周知の上、以下の各項目のいずれかに該当する方が、災害時に支援を希望する場合は、名簿登録の受付を行い、名簿に登録します。

- ・ 65 歳以上の単身世帯、65 歳以上の高齢者のみ世帯
- ・ 要介護、要支援認定者
- ・ 身体障害者手帳、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・ 難病医療費受給者

なお、希望による届出は「避難行動要支援者情報の登録届出書兼外部提供同意書」により行い、平常時から支援者に情報提供することに同意すること及び原則として、安否確認者をあらかじめ自ら指定することを条件とします。



第3章 個別計画（避難支援計画）

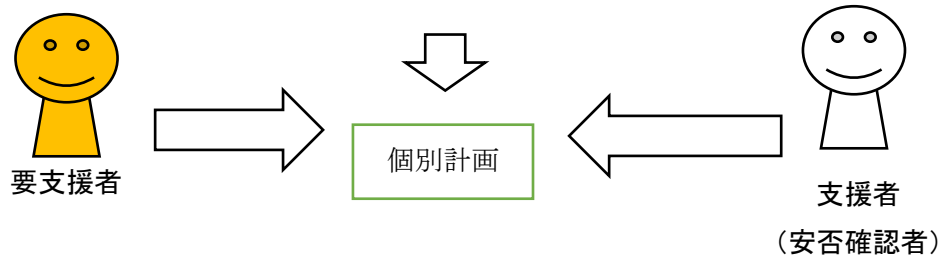
1 概要

災害発生時において、要支援者の安否確認及び避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、要支援者一人ひとりについて、個別に避難支援計画となる「個別計画」を作成するものです。

なお、個別計画の策定にあたっては、具体的な支援方法や安否確認の調整を行う必要があるため、区が福祉サービス事業者及び民生・児童委員にコーディネートを依頼し、個別計画により、支援者（安否確認者）と要支援者本人（もしくはその家族等）の両者と調整し、要支援者のニーズを汲み取りながら進めることが重要です。

コーディネーター例

要介護者	⇒	居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）
障害者・難病患者	⇒	指定特定相談支援事業者
その他	⇒	区職員及び民生・児童委員



2 個別計画に盛り込む事項

区では、次の項目を個別計画に盛り込むものとします。

- 避難行動要支援者の基礎情報
- 家族・緊急連絡先の情報等
- 自宅の状態
- 各種福祉サービスの利用状態
- 具体的な心身の状況
- 医療にかかる情報
- 避難生活にかかる支援
- 安否確認者の連絡先
- 町会・自治会、民生・児童委員の連絡先
- 最寄の避難所（避難予定施設）

3 支援体制の確保

個別計画で盛り込む「安否確認者の情報」については、災害時の安否確認が、必ずしも保障できるわけではないため、原則として要支援者1人に対して、2名以上の安否確認者を配することとします。



要支援者（又はその家族等）は、安否確認者としての役割等を説明し、了解を得た上で、近隣に住んでいる家族や近所の方等を安否確認者に指定します。

なお、要支援者（名簿掲載を希望する者を除く。）が安否確認者を指定できないとき（適切な安否確認者がいない場合）は、コーディネーターが区や文京区社会福祉協議会と調整し、支援者（町会・自治会、民生・児童委員）とのマッチングを行います。

また、災害時の安否確認体制を早急に確立する必要があるため、安否確認者の指定が1名の場合でも、個別計画は作成し、第2安否確認者がマッチングできた時点で追記することとします。

4 個別計画の保管

個別計画は、区及び支援者でそれぞれ保管します。

なお、コーディネーターである福祉サービス事業者が契約解除した場合は、個別計画は区へ返却することとします。

5 個別計画の更新

要支援者の状態や、安否確認者の情報の更新については、要支援者（又はその家族等）からの変更の申出により随時更新します。

また、2年に1回、定期的に個別計画の確認を区から各コーディネーターに依頼し、情報更新を行うこととします。

第4章 避難支援

1 情報伝達

(1) 避難に関する情報

災害時には、要配慮者等に対し、災害や生活に関する情報を提供することが重要であることから、区から時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を行います。

① 被害・避難等の情報

- ア 発生した被害の情報
- イ ライフライン、交通等の情報
- ウ 救助活動情報
- エ 二次被害防止情報
- オ 避難に関する情報（自宅に待機してもらうケースを含む）
- カ デマ情報への注意

② 生活関連情報

- ア 医療情報
- イ 水、食糧等の物資情報

③ 帰宅困難者向け情報

(2) 情報伝達の手段

(1)を確実に実施するため、次の手段により情報を伝達します。

- ① 防災行政無線による直接広報
- ② 文の京「安心・防災メール」及びエリアメールによる広報
- ③ ホームページやソーシャルメディア（ツイッター、フェイスブック等）を活用した広報
- ④ テレビを活用したデータ放送（Lアラート）
- ⑤ 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報
- ⑥ 災害広報紙の避難所への掲示及び避難者への配布
- ⑦ 広報車による広報
- ⑧ 電話（水害及び土砂災害のおそれのある区域に含まれる要配慮者利用施設への伝達）

2 避難支援の体制

(1) 区の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者情報の集約 ・ 名簿の作成及び地域活動センター等を通じての同意方式名簿の支援者への提供 ・ 名簿制度の広報、啓発 ・ 避難支援体制（個別計画）コーディネート依頼、作成支援 ・ 訓練の実施
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のための情報伝達 ・ 地域活動センターにおける地域情報の集約 ・ 安否情報の集約 ・ 避難所（要配慮者専用スペース）の受入れ検討 ・ 福祉避難所（二次避難所）の開設及び受入れ検討

(2) 支援者（町会・自治会、民生・児童委員）の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔の見える関係づくり（日頃の見守り、声かけ） ・ 避難支援体制（個別計画）づくりの支援 安否確認者のマッチングにおける協力 区職員とともに個別計画のコーディネートの実施（民生・児童委員） ・ 訓練の実施
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 避難所における安否情報の収集、伝達 ・ 避難誘導、救援物資等の配付

(3) 支援者（安否確認者）の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔の見える関係づくり（日頃の見守り、声かけ） ・ 個別計画に基づく安否確認・避難支援等訓練の実施
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 個別計画に基づく安否確認・避難支援 避難方法や避難生活において必要とする配慮の確認 ・ 避難所（町会・自治会、民生・児童委員）への安否情報、避難支援の報告

※ 安否確認者が行う避難支援は、安否確認者個人で対応できる範囲となるため、被災状況や要支援者の状態に応じて、安否確認者は避難所、消防署・警察署等に支援を依頼し、複数で避難支援（救助・救護）を行うことが重要です。

(4) 支援者（文京区社会福祉協議会）の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援体制（個別計画）づくりの支援 避難支援等関係者のコーディネートに対する支援
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンター設置後、一般ボランティアによる安否確認等の支援

(5) 支援者（福祉サービス事業者）の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援体制（個別計画）づくりのコーディネート
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 同意が無い要支援者（サービス利用者）の安否確認・避難支援 同意が無い要支援者（サービス利用者）の安否情報伝達

(6) 支援者（消防署・警察署）の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 名簿の保管及び必要に応じて巡回、訪問
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 区（避難所等）の要請に基づき、救出救護

(7) 高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センターの取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 同意が無い要支援者の実態把握 避難支援体制（個別計画）づくりの啓発
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 同意が無い要支援者の安否情報集約、災対福祉部への伝達 同意が無い要支援者の安否確認・避難支援

(8) 要支援者の取り組み

	主な取り組み
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 支援者（安否確認者等）との顔の見える関係づくり 減災の取り組み (家具転倒防止、食料、水及び必要とする医薬品等の備蓄)
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 自身の安全確保 個別計画に基づく安否確認・避難 (避難方法や避難生活で、配慮を必要とする事項の伝達)

3 避難支援時（避難行動及び避難生活）の配慮

要配慮者への配慮については、その特性ごとに配慮すべき点が異なります。それぞれの特性はもちろん、個々の要配慮者に応じてきめ細やかな対応が必要です。

日々の見守りや個別計画の作成の時、又は災害時の避難行動や避難生活を支援する際はP22「資料1 要配慮者等に必要な対応について」を参照に適切な配慮を行う必要があります。

4 避難行動要支援者名簿の提供

名簿は、平常時から支援者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

	主な取り組み
平常時	・ 同意方式名簿を避難支援等の実施に必要な限度で支援者へ提供します。
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	・ 関係機関共有方式名簿を避難支援等の実施に必要な限度で支援者及び各避難所へ提供できるとし、名簿情報に基づく安否確認、避難支援を行います。

5 避難行動要支援者名簿の活用

名簿は、災害発生時に支援を必要とする人を一人でも多く発見し、被害を最小限にとどめることを目的としています。

平常時から名簿を活用し、安否確認を正確かつ迅速に行うことが必要です。

(1) 関係機関共有方式名簿

	主な取り組み
平常時	・ 区は、情報提供の同意がない人に対し、制度の周知、同意に向けた理解促進に努める。
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	・ 区は、法令に基づき、必要な限度で支援者及び各避難所へ情報を提供する。

(2) 同意方式名簿

	主な取り組み
平常時	・ 支援者（安否確認者等）は、日頃の見守り、声かけを通して、名簿掲載者と顔が見える関係を作る。 ・ 区及び支援者（安否確認者等）は、避難支援体制（個別計画）に基づく避難訓練を実施し、災害時の対応に備える。
災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合	・ 安否確認者は、避難支援体制（個別計画）に基づき安否確認、避難支援を行う。 ・ 支援者は、個別計画に基づく安否確認が取れない名簿掲載者に対し、安否確認、避難支援を行う。

6 名簿情報を提供することに同意しない方に対する支援体制

名簿情報を支援者へ提供することに同意しない方については、支援者と連携した個別計画を作成することができないため、区が設置する相談機関（高齢者あんしん相談センター及び障害者基幹相談支援センター）と福祉サービス事業者が協力して、避難支援、安否確認を行います。

しかしながら、夜間や年末年始等、職員がいない時に災害が発生した場合、区や区が設置する相談機関等の体制が整うまで、時間を必要とし、迅速な安否確認を行うことができないおそれがあります。

よって、迅速な安否確認の体制を整えるためにも、区は名簿についての説明を丁寧に行い、名簿に記載される個人情報の取り扱いを厳格に行うことで、同意に向けた理解を求めていく必要があります。

7 避難支援等関係者（安否確認者等）の安全確保

災害発生時において、支援者（安否確認者等）は、まず自分自身と自身の家族の安全確保が最優先です。

要支援者と支援者（安否確認者等）の間で、個別計画を作る際に、双方が安全確保についてのルールを理解し、災害発生時の状況によっては、直ちに支援に来られない場合もあることを、互いに理解していることが必要です。

8 避難所における支援対策

(1) 避難所運営の留意点と環境整備

平常時から、要配慮者の避難生活の支援を意識し、各避難所において要配慮者専用スペースを確保することが必要です。

なお、要配慮者専用スペースについては、以下の点に配慮して各避難所における避難所運営協議会にて設置の検討を行います。

- ・ 介護ができるスペースや車いすの通れるスペースの確保
- ・ 要配慮者の身体的な特性に応じたスペースの確保
- ・ 1階の部屋で、保健室や障害者用トイレに近い部屋
- ・ 介護者が必要な場合、必要に応じて世帯単位でスペースの割り当て
- ・ 畳のある部屋や冷暖房機器の備わっている部屋等の確保

(2) 生活必需品と食料

要配慮者は個々に生活必需品が異なるため、あらかじめ調達のルートを整理しておくことが必要です。

食料については、やわらかいものやアレルギー対策、病状に応じた食事などの要配慮者の個々の特性に応じた提供に努めることが必要です。

(3) 情報の提供

要配慮者については、文字や音声、外国語や映像等様々な手段を用い、誰にでも分かりやすい表示に努めます。

(4) 相談窓口の設置

要配慮者からの相談窓口となる、避難所案内相談受付を設置し、要配慮者一人ひとりの状況やニーズの把握に努め、避難所では対応できないニーズについては、必要な支援内容を区災害対策本部に報告し、対応に努めます。

(5) 医療救護所による支援

医師会により構成される医療救護班の医師・歯科医師、薬剤師があらかじめ指定された避難所に直接参集し、医療救護所を開設します。医療救護所では、健康状態の確認や各種医療に関する相談に応じる等、医療支援に努めます。

(6) ボランティアとの連携

文京区社会福祉協議会からの一般ボランティアと区からの災害時専門ボランティアの受け入れを行い、要配慮者の支援を行います。

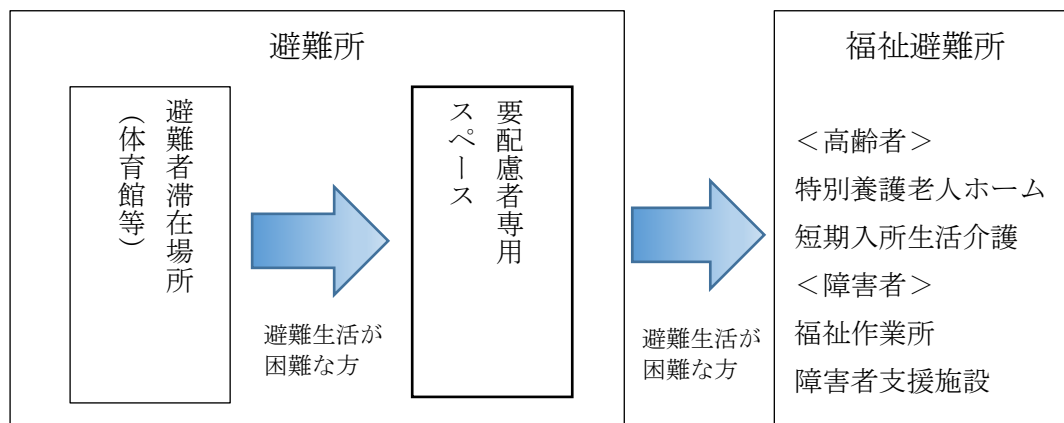
(7) 医療依存度の高い在宅療養者への支援

自宅外への避難が困難な在宅療養者（人工呼吸器や吸引器等利用者）の非常用電源として、各避難所における発電機を、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整えます。

9 福祉避難所（二次避難所）

通常、災害等で自宅が被害を受け、居住できなくなった場合、小中学校に開設される避難所で避難生活を送ることとなります。

介護が必要な要介護認定者や障害者等のうち、避難所の要配慮者専用スペースでの避難生活が困難な方については、区内に設置される福祉避難所（二次避難所）にて避難生活を支援します。



※ 個別計画を作成する際は、要支援者の状態に応じて、福祉避難所へ直接避難するケースも含めて検討することが必要です。

10 妊産婦・乳児救護所

地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者のうち、妊婦、乳児（0歳児）及びその母親等を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、支援情報の提供、医療、健康相談等を行います。

妊産婦・乳児救護所は、原則として、跡見学園女子大学、貞静学園短期大学、東洋学園大学、日本女子大学に設置します。

11 関係機関等との連携による支援対策

区は、区民防災組織（町会・自治会）及び消防署・警察署等の防災関係機関、並びに民生・児童委員、文京区社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の福祉関係機関と連携し、避難支援体制の整備に対する取組みを進めていきます。

12 自宅等で生活する要配慮者への支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する要配慮者を支援するために、その状況及び要配慮者の要望等を把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動等に必要な支援を行います。

第5章 日頃の備え

1 要配慮者及びその家族等への啓発

区は、要配慮者やその家族等が災害に対する備えに取り組めるよう、町会・自治会や防災関係機関、福祉関係機関と連携し、様々な機会をとらえて防災に対する正しい知識の啓発に努めます。

(1) 要配慮者等の居住する地域の災害リスクの周知

区が作成している防災パンフレット「防災対策」の配布及び区ホームページ等で公開し、冊子に掲載している「地震に関する地域危険度測定調査」（東京都公表）により、要配慮者等が居住する地域の地震に対する「建物倒壊危険度」や「火災危険度」を周知します。

また、文京区水害ハザードマップを配布及び区ホームページ等で公開し、要配慮者等が居住する地域の浸水予想区域を周知します。

なお、東京都が実施している土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果により、土砂災害警戒区域等に指定された場合には、個別に周知方法の確認を行います。

(2) 要配慮者等の居住する自宅の安全確認の周知

① 家の中の備え

近年発生した地震では、負傷者の3～5割の方が室内における家具類の転倒、落下物が原因であることから、以下の点について周知します。

- ・ 区が家具転倒防止器具の設置をあっせん及び助成する事業（マイルームセイフティ事業）の活用。
- ・ 家の中に逃げ場としての安全な空間を作るため、家具の配置を工夫する。
- ・ 安全に避難できるように、玄関等の出入口や通路に倒れやすい物を置かない。

② 戸建住宅の備え

近年発生した地震では、ブロック塀や石塀、門柱の下敷きになり社会的にもブロック塀等の安全に大きな関心が寄せられていることから、以下の点について周知します。

- ・ 屋根等に設置している不安定なアンテナをしっかりと固定すること及び屋根瓦を補強する。
- ・ ベランダから避難できるように常に整理整頓すること及び鉢植えなど落ちる危険がある物は防止策を講じる。
- ・ 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- ・ ブロック塀や門柱は鉄筋を入れるなど補強すること及びひび割れや鉄筋の錆を修理する。

③ 集合住宅の備え

集合住宅の場合、エレベーターが停止している間は物資を運ぶことが困難であることから、以下の点について周知します。

- ・ 備蓄品は最低3日分用意。

- ・ 電気、ガス、水道などが使えないこともあることから、カセットコンロとガスボンベの備蓄、生活用水として浴槽に水のためおきや簡易トイレを備蓄する。
- ・ 通路などの共用部分に置いてある消火器や火災報知器などの消火設備の場所を日頃から確認する。
- ・ 共用廊下やバルコニーは避難経路となることから、物を置かないように管理し、防火扉の前にも物を置かない。
- ・ マンション内での防災訓練に参加することで、日頃のつきあいを大切にする。

(3) 避難場所、避難所の周知

文京区防災地図の配布及び区ホームページ等で公開し、要配慮者が居住する地域の避難場所や避難所を周知します。

(4) 家庭内での備蓄品の周知

集合住宅と同様に、各家庭では最低3日分の備蓄品を準備すること及び薬やコンタクトレンズのように、自分にだけ必要な物について準備するよう周知します。

(5) 非常持ち出し品の周知

家庭内での備蓄品と同様に、必要と思われるものを非常持ち出し袋に入れておき、すぐに避難しなければならない場合に備えておくよう周知します。

(6) 災害時の対応確認の周知

区が配布している防災パンフレット「防災対策」に掲載している「地震発生時の行動マニュアル」により、要配慮者が実際に行動できるよう周知します。

(7) 家族の連絡方法の周知

災害時は電話が規制され通話ができなくなることが考えられることから、家庭のルールとして災害用伝言ダイヤル171等を活用するよう周知します。

(8) 災害情報の受取方の周知

区が発信する様々な災害情報について、要配慮者が発災時に情報をきちんと受け取れるよう、以下の点について周知します。

- ・ 目が不自由な方については、防災行政無線や水防サイレンなど、音が出る情報に注意すること、災害時においてはラジオ等で情報の収集を図ること。
- ・ 耳が不自由な方については、「文の京」安心・防災メールについて平常時から登録すること。また、文京区防災ホームページ、Lアラートなど、その他の目で見える情報を活用すること。

2 避難支援者（地域住民等）への啓発

災害時の支援者確保、拡大のためには、地域住民だけでなく、事業者やボランティア等に対して、防災対策や要配慮者対応の啓発が必要不可欠です。全体計画の内容について十分に理解していただくためにも、区は様々な機会をとらえて、避難支援者に対し周知します。

(1) 名簿所有者（民生・児童委員、町会関係者）への啓発

民生・児童委員定例会や町会常任理事会等を活用し、全体計画について周知します。平常時においては見守りや声かけ活動により、要支援者との関係構築に努めること及び災害時においては安否確認の手順等について説明します。

(2) ボランティア等への啓発

専門ボランティア登録をされた方に対して、研修会や避難所運営訓練の機会をとらえて全体計画について周知します。

(3) 事業者への啓発

様々な機会をとらえて、災害時において地域の要配慮者が避難する際、支援してもらえるよう全体計画について周知するとともに、定期的に連絡を取り合いながら連携の強化を図ります。

(4) その他関係者への啓発

避難所運営協議会等を活用し、協議会関係者や区が助成した防災士資格取得者に対して研修会等を開催し、防災リーダー的役割を担う人材の育成と拡大に努めるとともに、全体計画について周知します。

3 防災訓練の実施

要支援者と支援者、地域住民等の防災意識を高め、災害時の円滑な安否確認及び避難行動を実現するためにも、防災訓練等を積極的に行っていく必要があります。

区は実際に要支援者の安否確認から避難誘導、避難所における対応手順等をイメージできる訓練を実施・支援していくことが必要です。

(1) 避難所運営協議会における安否確認訓練

図上訓練等で災害時の安否確認の行動をイメージしながら訓練を実施します。

(2) 防災フェスタにおける一斉防災訓練

例年8月に開催する防災フェスタにおいて、防災行政無線を活用した一斉防災訓練を実施することから、防災行政無線の放送が聞こえたら、指示に従い自宅等で身の安全を図る行動をとるよう周知します。

(3) 各防災訓練への参加

区及び地域等で実施する防災訓練がある場合には、可能な範囲で家族等と一緒に訓練に参加するよう周知します。

第6章 個人情報の取り扱いについて

名簿及び個別計画は、要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれます。

よって、名簿及び個別計画の提供を受ける支援者についても、その取り扱いに注意を要するため、区では以下の個人情報保護対策を講じます。

1 受領書兼誓約書の提出

名簿及び個別計画の提供を受けた支援者は、受領書兼誓約書を提出し、個人情報の適正管理を行うこととします。

< 遵守事項 >

- ・ 秘密の保持を厳守すること
- ・ 名簿及び個別計画の紛失等がないよう適正に管理すること
- ・ 登録情報を目的以外に使用しないこと
- ・ 第三者へ登録情報を提供しないこと
- ・ 災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供すること
- ・ 名簿及び個別計画の複製及び複写の禁止
- ・ 上記に反する事態が生じたとき、速やかに区へ報告すること
- ・ 登録情報の変更等の連絡を受けた場合、速やかに区へ通知すること

2 説明会の実施

名簿及び個別計画を提供した支援者について、個人情報の取扱いに関する説明会を実施します。なお、説明会において、各支援者の名簿及び個別計画の取扱い状況を報告させ、適正な管理及び個人情報保護を徹底できるよう努めます。

3 避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置

(1) 提供の形態

名簿及び個別計画は、当該要支援者を担当する地域の支援者に限り提供する等、提供、共有の範囲は必要最小限度とし、一地区の支援者に対して区内全体の名簿及び個別計画を提供することはいたしません。(P5 「2 避難支援等関係者の範囲」参照)

(2) 守秘義務

災害対策基本法に基づき、支援者個人にも守秘義務が課されていることを十分に説明します。

(3) 名簿及び個別計画の管理

施錠可能な場所等への保管を指導し、提供先が団体である場合は、その団体内部で取扱う者を限定します。また、名簿及び個別計画の複製は禁止します。

資料1 要配慮者等に必要な対応について

要配慮者等に必要な対応について、ほとんど知識がない方が見ても、この資料を見れば、一定程度理解してもらえるようにするための資料⁷です。

【要介護高齢者／要支援高齢者】

1、主な状態像

(1) 要支援高齢者

- 自力で行動できる人も、身体機能や理解能力が低下している人もいます。屋内では手すりや杖等の支えにより、自力でゆっくりと行動できても、屋外では見守りや介助が必要となる場合があります。
- 聴力等の感覚機能や周囲への関心の低下により、避難所における各種情報の察知が遅れる場合があります。

(2) 要介護高齢者

- 手足の関節や筋肉等の運動機能やバランス機能が低下していることから、自力での行動が困難です。
- 体温調節機能の低下から温度変化等への抵抗力が弱い傾向があります。

(3) 認知症の高齢者等

- 個人差が大きく、状態像は一様ではありません。ただし、記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊等の症状がある人は、自分で判断し行動することや、自分の状況を説明することが困難です。
- 環境の変化への適応力が弱く混乱しやすいため、単独での避難生活は困難で、危機を察することも難しく、思わぬ場所で怪我を負うおそれがあります。

※ 共通事項

- 夜間は家族と同居している高齢者でも、昼間は家族の外出（通勤・通学）により、独居となっている高齢者もいます。

2、避難行動で留意すべき事項

(1) 要支援高齢者

- 体力が衰え、行動機能が低下している人もいますが、基本的には自力で行動できます。しかし、地域とのつながりが希薄になっている場合は情報量が少なく、単独では避難行動に移れないことがあります。
- 安否確認を行い、情報を伝達し、避難誘導を行います。
- 必要物資（食糧、水、薬、その他の生活物資等）が確保できているか確認します。

⁷ 「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する参考事例集（平成26年3月）内閣府（防災担当）」の資料を参考に作成。

- 自力で移動できる範囲に避難所等がない場合、移動手段の確保を支援します。

(2) 要介護高齢者

- 自力での行動ができず、自分の状況を屋外の人に伝えることが困難です。
- 安否確認を行い、安全な場所にいるか確認します。
- 必要物資（食糧、水、薬、その他の生活物資等）が確保できているか確認します。
- 避難生活（避難行動）等を支援してくれる人がいるか確認します。
- 避難誘導の際は、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望まれますが、確保できない場合には、担架やリアカー、おんぶひも等を使います。

(3) 認知症の高齢者等

- 自分で危険を判断して行動したり、自分の状況を他者に伝えることが困難です。
- 安否確認を行い、安全な場所にいるか確認します。
- 環境の変化を理解できずに混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、まずは、誘導者が落ち着いて、不安を軽減させるような言葉かけを心がけることが大切です。

相手に目線を合わせ、ゆっくりと短い言葉かけで誘導してください。手をつなぐ等、身体に触れる場合は、本人が驚かないよう、声かけをしてから行ってください。

- なるべく本人の慣れた場所で、家族や顔なじみの人と一緒にいられるよう配慮する必要があります。

3、避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮します。
- 移動が困難な人に対しては、車いす等の手配に努めます。
- 避難所（避難スペース）の温度調節について配慮する必要があります。
- 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるように、サービスの提供主体と対応策を進めるよう努めます。
- 自力で体を動かすことができない人は、寝ているとき、座っているとき、いずれも同じ姿勢でいると褥瘡（床ずれ）ができる危険性があります。本人の意向を確認の上、体位変換等を可能な限り行います。また、寝る場合は、踵や臀部、背等部分だけに体重がかからないよう、できるだけ柔らかいマットを準備するよう努めます。
- 認知症高齢者の場合、情報を伝えるときは、相手に目線を合わせ、ゆっくりと短い言葉で伝えることが大切です。重要な情報は目につきやすい場所に貼っておく等の配慮も有効です。また、自宅に帰る訴えが強い場合には、無理に押しとどめず、一緒に散歩する等、気分を落ち着かせるようにしてください。避難所に戻るときは、「疲れたから休みましょう」「お茶を飲んでいきませんか」等の誘導する言葉かけをしてください。

【視覚障害】

1、主な状態像

- 視覚の障害には、光を感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる弱視、見える範囲が狭くなった視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚異常などがあり、その障害の状態は多様です。
- 生活環境が突然変わると、日常的な行動さえも困難になります。また、掲示板など視覚からの情報のみでは情報を受け取ることはできません。
- 全盲や弱視、視野狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動は困難です。色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別は困難です。

2、避難行動で留意すべき事項

- 視覚による状況の把握が困難です。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動は取れません。
- 安否確認時は、正確な情報が得られているかを確認し、白杖の有無に関わらず、人的支援をもって避難所への誘導など避難行動を支援します。
- 避難誘導の際は、白杖等を確保し、災害の状況を分かりやすく説明し、移動の際は、足元の障害物等に特に注意を要します。白杖を持たないほうの手で、避難誘導する人のひじの上を握ってもらいながら、足元に注意しつつゆっくりと歩くように避難誘導します。誘導時は、白杖や腕をひっぱったり、後ろから押したりしないよう注意をすることが必要です。
- 盲導犬を伴っている人に対しては、直接盲導犬を引いたり、触ったりせず、方向を説明して避難誘導します。
- 避難所到着時に、トイレ等避難所内の情報が分かるように伝え、誘導ボランティア等を希望する場合は、避難所の管理者へボランティアの派遣希望を伝えておきます。

3、避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮します。
- 避難所内の案内を行い、トイレや水道などの場所を確認する必要があります。その際は、周辺の状況、景色等も伝えておくようにします。
- 館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要があります。
- 情報は正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく、具体性のある表現で伝えてください。
- 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことのできる場所に設置するか、順路にロープなどを張り、移動が安全に行えるように配慮してください。
- 特に重要な情報については、音声を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などで情報を伝えることも有効です。発災初期に確保することは困難ですが、必

要に応じてボランティアの配置やカセットレコーダー、点字器を設置するよう努めます。

- 点字を理解できない視覚障害者もいるため、本人の希望に沿ったかたちで、点字や拡大文字のほか、人による朗読、録音された音声情報、音声コード付きの資料等、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり、情報提供に努めます。
- 発災初期に確保することは困難ですが、白杖の破損や紛失に応じて修理・支給するよう努めていく必要があります。
- ごわつた環境では、音声による情報が正確に伝わりません。正確な情報と具体的に「どう行動するか」が伝わるように工夫し、必ず人的支援を行うことが大切です。
- 盲導犬同伴の場合の対応を、事前に本人と確認しておく必要があります。

【聴覚障害】

1、主な状態像

- 聴覚の障害には、全く聞こえない人、補聴器装用により日常会話が可能な人、装用してもわずかに音を感じる程度の人、補聴器を装用しなくても大きな声での会話なら可能な人など様々で、聴力損失の時期や程度、他の障害との重複等の事情により、主たるコミュニケーション手段にかなりの違いがあります。
よって、個別の状況に応じたコミュニケーション手段に配慮する必要があります。
- 聴力損失の程度や発語訓練の有無等により、自分の状態を音声言語で伝えることに困難があります。
- サイレンや音声による避難情報などでは現状を理解できないため、災害発生時の情報提供の仕組みを作ると同時に、緊急時の対応（避難の仕方、情報アクセスの仕方など）を日常生活情報として周知しておく必要があります。
- 外見からでは障害がわかりにくく、また、声が出ていても聞こえないという障害をもった人がいるということが、理解されにくいため、支援がされない、支援が遅くなる傾向があります。

2、避難行動で留意すべき事項

- 音声による避難誘導の指示が認識できません。
- 見えている範囲以外の危険察知が困難です。また、自分の状況を音声で知らせることができない場合があります。
- 安否確認や情報伝達は、FAX・メールの使用や対面で行う必要があります。
- 生命を守るために必要な情報は、手話や筆談（筆記用具等を用意）によって、必ず伝達するよう配慮します。なお、聴覚に障害がある人は、クラクションや警報が聞こえない、建物等が倒壊する前兆の音が聞こえない等、災害時は危険度が増すため、十分な配慮が必要です。

3、避難生活で留意すべき事項

- 聴覚障害者には、広報掲示板を設置するなどし、音声によって連絡する内容は、必ず文字情報で掲示・伝達する必要があります。
- 手話・要約筆記・文字・絵図などを活用した情報伝達及び状況説明が必要です。筆談のために必要な筆記用具等を準備し、手紙や紙に筆記するほか、筆記用具が無いときは、手のひらに指先で字を書いて必要な情報を伝えます。口の動きで伝える場合、顔を真っすぐ向け、口をなるべく大きく動かして伝えるように努めます。
- 避難所では、手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮します。
- 避難所でテレビ放送を流す際は、字幕表示付きで放送するよう配慮します。
- 補聴器の専用電池の確保に努めることが必要です。また、破損した場合は、修理・

支給するように努めていく必要があります。

- 手話通訳者及び要約筆記者などのボランティアを避難所等に派遣するよう努めます。
- 聴導犬同伴の場合の対応を、事前に本人と確認しておく必要があります。
- 重複聴覚障害者には、更に併せ持つ障害に応じた配慮も必要です。

【肢体不自由者】

1、主な状態像

- 車いすやウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難です。
- 脊髄や頸椎の損傷等により肢体に障害がある場合は、発汗、体温調節の自律神経や、排尿、排便等の排泄機能の障害を伴うことがあります。
- 運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合があります。
- 身体の変形や拘縮（関節が固まって動かなくなる）や緊張（体が伸びてしまう）などで、通常的車いすにうまく座れない場合があります。
- 車いすを自力で操作できる人と、自分では動かせない人がいます。
- 自分の車いすで座位をとれても、床の上では座位が保てない人もいます。
- 経管栄養・吸引・導尿など医療ケアが必要な場合があります。
- 重度心身障害者・児の場合は、免疫力が低いことが多く、より多くの環境整備が必要です。
- 筋ジストロフィーや筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの疾病がある人の中には、筋力の低下等により人工呼吸器を使用している人もいます。
- 脳血管障害や脳外傷等を原因とする高次脳機能障害者の場合、外見からでは分からなくても、精神的に不安定となりパニックを起こしたり、集団生活が困難であったり、記憶や的確な判断が難しい、会話や読み書きが難しい（失語症）、空間の片側を認識できない（半側空間無視）といった症状がある人もいます。

2、避難行動で留意すべき事項

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、自力での避難が困難な場合は、車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望まれますが、確保できない場合には、担架やリアカー、おんぶひも等を使います。
- 素早い避難が困難なため、安否確認時は、第一に安全な場所にいるかを確認します。
- 車いすでの避難の場合、段差があるところでは、3～4人で運ぶのが安全です。上がる時は車いすを前向きに、下りるときは車いすを後ろ向きにし、いずれもブレーキをかけながら運ぶと、安全で要支援者に恐怖を与えません。

3、避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮します。特に階段の移動は大変困難であるため、平素からの対策が求められます。
- 車いす対応が可能な洋式トイレの用意に努めるとともに、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保します。
- 車いすが通れる通路（概ね90cm幅）を確保する必要があります。

- 車いす等の補装具が必要で、破損・紛失した場合は、修理・支給するように努めることが必要です。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品です。
- 車いす用のトイレがあっても、いつも自分が使っているものでないと使用できないこともあり、その場合、差し込み便器を利用して寝ている状態のままで行わなければならないこともあり、スペースやプライバシーの確保が求められます。（差し込み便器や尿器も避難所で必要となる場合があります。）
- トイレに限らず、常時介助が必要な人もおり、避難所のスタッフで対応が必要なケースも想定されます。介助する場合、本人の意向を確認した上で行います。
 なお、障害等の事情により通常のコミュニケーションがとりづらい場合は、例えば、「はい」「いいえ」で答えることができる質問をする、50音の表をつくり、指さしをしてもらう、50音を順番に話し、目線やまばたき等で一音ずつ確認していく等、いくつかの方法があります。
- 失語症の症状がある場合は、言葉が出にくいだけでなく、聞いて理解することや読み書きも難しい場合があります。ゆっくり、はっきりと、少しずつ話しかけるようにし、上記のように「はい（うなずく）」「いいえ（首ふり）」で答えられる質問をしましょう。50音表は理解しづらいため、単語や絵を示したり、紙に筆記してもらうなどが有効です。
- 自力で体を動かすことができない人は、寝ているとき、座っているとき、いずれも同じ姿勢でいると褥瘡（床ずれ）ができる危険性があります。本人の意向を確認の上、体位変換等を可能な限り行います。また、寝る場合は、踵や臀部、背等部分だけに体重がかからないよう、できるだけ柔らかいマットを準備するよう努めます。
- 人工呼吸器を使用している場合は、バッテリー等の電源を確保する必要があります。
- 医療的ケアが必要な人については、医療スタッフの緊急派遣や緊急入院等ができるよう、普段からの体制づくりや訓練が必要です。
- 高次脳機能障害者の場合、避難所等では個室を準備する、具体的で分かりやすい説明や誘導を行うなどの配慮をし、支援団体等を通じて専門的な支援につなぐことが必要です。

【内部障害】

1、主な状態像

(1) 心臓の障害

- 心筋梗塞、狭心症、弁膜症や不整脈などの疾患のため、心臓機能が低下してしまう症状であり、薬物療法やペースメーカーなどで体調の安定を保っており、一定以上の身体活動、心的ストレスにより心臓に負荷がかかると、呼吸困難や狭心症の発作などの症状が起こるため、医療的ケアが必要な場合があります。

(2) 腎臓の障害

- 体内の水分や塩分の調整、老廃物の排泄、血圧等の調整が困難なため、食事療法や身体活動の制限があり、大多数の人が定期的な人工透析を必要とします。

(3) 呼吸器の障害

- 気管や肺の疾病等によりガス交換（酸素と二酸化炭素の交換）が十分行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、酸素療法が必要な場合があります。

(4) 膀胱又は直腸の障害

- 自分の意思で尿や便の排泄がコントロールできないため、人工膀胱又は人工肛門に取り付けたストマ用装具に尿や便を溜めたり、おむつ等を使用しているため、定期的にストマ用装具やおむつ等の交換が必要になります。

さらに人工膀胱又は人工肛門に取り付けたストマ用装具の利用者は、人口膀胱又は人工肛門が腹部に造設されているため、災害時用のオストメイトトイレが必要となります。

(5) 小腸の障害

- 消化・吸収をつかさどる機能の障害により、栄養の維持が困難で通常の食事では栄養が不足するため、静脈（輸液）点滴などによる栄養補充が必要となります。

(6) 免疫機能の障害

- ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能低下が代表的で、治療の段階や合併症の有無により医療的ケアが必要な場合があります。

(7) 肝臓の障害

- 肝臓機能の低下により黄疸や易感染症、意識障害などを生じやすいため、食事内容や感染に注意が必要なほか、医療的ケアが必要な場合があります。

2、避難行動で留意すべき事項

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、自力の避難が困難な場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具等を確保することが望めます。
- 人工透析等の医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベ等）、医薬品が必要となります。
- 安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認します。

3、避難生活で留意すべき事項

- 避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要があります。
- 人工透析を受けられる病院を早急に探す必要があります。
- オストメイト（人工肛門、人口膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）が必要となるため、確保に努める必要があります。
- 医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送します。
- 医療器材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設けます。
- 食事制限の必要な人を確認します。
- 薬やケア用品を確保します。
- 各種装具、器具用の電源を確保します。
- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要となる場合があります。
- 簡易発電機（電磁波）の近くにペースメーカーを利用している人が近づかないよう、貼り紙などで注意を促します。

【知的障害／発達障害】

1、主な状態像

(1) 知的障害

- 具体的に見えないことや将来起こりうる状況を想定したり、複数の情報をいっぺんに把握したり、これらを総合的に考慮して判断することが困難です。
(障害の程度は、常時介護が必要な人から、会話のやりとりや抽象的な話が苦手な人まで様々です。)
- 急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックに陥ったまま固まってしまう、大きな声を上げてしまうことなどがあります。
- コミュニケーションにおいては、わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉で、ゆっくり話しかけるようにします。あるいは、イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど、視覚面も含めたコミュニケーションをするなど配慮が必要です。
- 緊急時の対応（避難の仕方、消火器の使い方等）を、日常生活において支援者とともに練習しておく必要があります。

(2) 発達障害

- とっさに気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取ることが困難です。
- 言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性等をイメージしたり、理解したりすることができない場合があります。
- いつもと違う状況や変化が起こると対応できず、落ち着かなくなったりパニックを起こしたりすることがあります。
- 触られることを嫌う人や、子どもの泣き声や大きな声に怯える人もいます。
- 声をかけても反応しなかったり、オウム返しであったりと言葉でのコミュニケーションが困難な場合があります。困っていることを伝えられない場合もあります。
- 感覚が過敏なため、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声でパニックになったりすることがあります。一方、感覚の鈍さがあり、出血していても平気だったり、痛みを訴えたりしないことがあります。
- 一見、障害がわかりにくく、支援がされない、支援が遅くなる傾向があります。

2、避難行動で留意すべき事項

- 自分で危険を判断して行動することが困難です。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合があります。
- 避難所での生活に適応できず、激しく動揺する可能性があります。
- 災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられます。

- 災害の状況をわかりやすく説明し、誘導します。動揺している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切です。

異常な状況下でパニックになる恐れが高いため、不安を与えるような言動は慎み、落ち着いた状況で避難所まで行動をとりにしてください。

3、避難生活で留意すべき事項

- 周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせられるよう、きめ細かい対応が必要です。

- 具体的に、短い言葉でゆっくりと、わかりやすく情報を伝える必要があります。

- 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝えます。

- 大きな声を上げたり、飛び跳ねたり、独り言を言ったりといった障害特性から、避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きる可能性があります。

個室や仕切りのある部屋等、限定された空間を用意する配慮が必要となります。

- 障害特性により避難所での生活が難しく、家族単位で自宅や車中で避難生活を送る場合があります。親や家族が障害者本人から離れられず、救援物資や情報の提供網から漏れる可能性があるため、避難所に避難していない世帯にも物資や情報が行き届くような配慮が必要です。

- 心身の不調などを自ら説明することが難しいため、外から見えない傷病などが深刻化する場合があります。心や身体の不調がないか、特に留意が必要です。

【精神障害】

1、主な状態像

- 災害発生時には、精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合があります。
- 孤立しないよう、家族や知人と一緒に行動する必要があります。
- 多くの場合、継続的な服薬や医療的なケアが必要です。
- 脳血管障害や脳外傷等を原因とする高次脳機能障害者の場合、外見からでは分からなくても、精神的に不安定となりパニックを起こしたり、集団生活が困難であったり、記憶や的確な判断が難しい、会話や読み書きが難しい（失語症）、空間の片側を認識できない（半側空間無視）といった症状がある人もいます。

2、避難行動で留意すべき事項

- 災害発生時は精神的な動揺が激しくなる場合がありますが、多くは自分で危険を判断し、行動することができます。
- 普段服薬している薬が必要となります。
- 精神的動揺が激しくなる場合があります。災害の状況をわかりやすく説明し、誘導します。動揺している場合には、気持ちを落ち着かせることが大切です。
異常な状況下でパニックになる恐れが高いため、不安を与えるような言動は慎み、落ち着いた状況で避難所まで行動をとるようにしてください。

3、避難生活で留意すべき事項

- 災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性があります。
- 精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もあります。よって、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要です。
- 日常的に服薬している薬を早急に手配することが必要です。
- 外来診察や往診、訪問相談などが必要です。
- 精神障害者の多くは、服薬により安定します。
しかし、障害のために社会生活や対人関係等に支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が求められます。
- 具体的にわかりやすく簡単に情報を伝える必要があります。
- 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要があります。
- 心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要です。
- 精神障害者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでい

た人間関係を、ボランティア等による支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要となります。

【難病】

1、主な状態像

- 疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多いです。
(筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器等内部障害のある人、視覚障害のある人、時差・日差変動のある人等)
- 外見上はわかりにくい症状(痛み、倦怠感等)に悩まされることも多く、症状が重くなったり、軽くなったりし、無理をすると悪化する場合があります。
- 特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいます。
- 人工呼吸器、吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のために日常的な医療援助を必要とする人がいます。

2、避難行動で留意すべき事項

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいます。また、人工透析等の医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベ等)、医薬品が必要な方もいます。
自力の避難が困難な場合には、車いす、ストレッチャー等の移動用具等を確保することが望まれます。
- 安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認します。
- 必要とする物資(特に医薬品等の医療物資)が確保できているかを確認します。
- 1型糖尿病患者については、避難時にインスリン製剤等、必要な医薬品を携帯しているか確認します。また、長距離を歩くことで低血糖に陥り、昏睡、死に至ることもあるため注意が必要です。

3、避難生活で留意すべき事項

- 平常時から避難誘導、搬送方法を十分に協議の上、細部を取り決めておくことが大切です。
- 疾患に応じた必要な医薬品を調達・支給する等、医療の確保を図る必要があります。
- 慢性疾患患者は、透析医療の確保を図ります。
(確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内)
- 人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要です。
- 在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対して、医療を確保する必要があります。
- 緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送します。
- 視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えます。

【外国人】

1、主な状態像

- 日本語を十分理解できない場合は、掲示板等における漢字表記が理解できない等、災害情報や避難情報等の伝達が困難な場合があります。
- 地震・津波・台風等がない国からの外国人は、これらに対する災害経験が極端に少ない、または全く無い場合があるため、例えば大地震後の余震等、災害の特性とその対応について、説明する必要があります。
- 言葉の障壁だけでなく、文化や習慣等の違いのため、避難所生活に困難が生じることがあります。（特に宗教等に起因する服装や食事、入浴等の習慣の違い。）
- 普段から言葉の障壁もあって、地域社会に溶け込んでおらず、災害時に孤立してしまう場合があります。
- 大学等の留学生は、日本での滞在期間が短く、近隣住民との接触も少ないため、日本語に触れる機会が極端に少ない場合があります。
- 必要な情報が的確に伝われば、避難所へ自力で行くことができます。

2、避難行動で留意すべき事項

- 日本語での情報が十分理解できない場合があります。
- 避難者への情報提供は、日本語の理解が十分でない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や文字、絵等を使うよう配慮します。

3、避難生活で留意すべき事項

- 情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったり、イラストなども使用することが大切です。
- 宗教・文化の違いにも配慮が必要です。（食事、拝礼の習慣等。）
- 通訳者等のボランティアの配置に努める必要があります。

【妊産婦】

1、主な状態像

- 母体の健康だけでなく、健やかな子どもの出産にむけて重要な時期であり、心身の変化が大きい時期となります。
- 妊娠初期は、特に流産しやすい時期ですが、体型等の変化があまり見られず、外見上ではわかりにくいことから、周りの注意が必要です。
また、嘔吐、食欲不振、嗜好の変化等、つわりの症状があらわれ、妊娠 16 週ぐらいまで続きます。
- 妊娠中期は、つわりなどの症状もおさまり、安定期に入るが、妊娠 24 週ぐらいから腹部が大きくなり、それに伴い腰痛やむくみ等の症状が出やすくなります。
また、妊娠高血圧症候群にかかりやすくなるため、肥満や塩分の取りすぎ、心身のストレスを避けることが大切です。
- 妊娠後期は、出産に向かい準備をする時期であり、分娩に備え、より一層の健康管理が重要となります。体重も増加し、腹部が大きくなることから、足元が自分では良く見えず、身動きがとりにくく、ちょっとした歩行でも息があがり易くなります。
- 出産後、母体が妊娠前の状態に戻る産後 6 週から 8 週までの時期を産褥期といい、この時期は、十分な休養をとる必要があります。
また、出産後ホルモンバランスが著しく変化するため、精神的に不安定な状態となりやすく、自身の身体が回復しない状況でありながら、慣れない育児のため、精神的にも身体的にも負担がかかりやすい時期となります。

2、避難行動で留意すべき事項

- 行動機能が低下していますが、自分で判断し行動できます。
- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要です。

3、避難生活で留意すべき事項

- 保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要です。
- 十分な栄養（栄養食品等）が取れるように努める必要があります。
- 温度調節に気を配り、身体を冷やさないように努める必要があります。

【乳幼児】

1、主な状態像

- 乳幼児期は心身面の発達が著しい時期です。
- 乳児期は、欲求等を言葉で訴えることができないため、乳児の状況をよく観察し、保育することが大切です。また、この時期の哺乳は、健やかな成長と生命の維持のため不可欠となります。
- 幼児期は食事、排泄、就寝、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が確立する大切な時期です。社会性も芽生え、行動も活性化しますが、危険を判断し的確な行動を取ることは困難です。
- 乳幼児は免疫力が弱く、大人と比べ体力もないことから、風邪など感染症にかかりやすく、脱水症状を起こすおそれがあります。また放置すると生命の危機に及ぶため、早期の手当と室内環境を整えることが大切になります。
- 保護者がいても、複数の乳児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合があります。

2、避難行動で留意すべき事項

- 危険を判断して行動する能力は低い、又は全くないため、避難行動を取ることは困難です。
- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要です。

3、避難生活で留意すべき事項

- 粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等の確保が必要です。
- プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所を速やかに確保することが必要です。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第

百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三

第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

資料3 関係様式

避難行動要支援者名簿（一覧表）

避難行動要支援者名簿（個別表）

避難行動要支援者情報の外部提供同意書

避難行動要支援者情報の登録届出書兼外部提供同意書

避難行動要支援者〔名簿・個別計画〕受領書

避難行動要支援者個別計画（避難支援計画）

避難行動要支援者名簿（個別表）

番号	ふりがな		性別	生年月日	電話番号
	氏名				
住所又は居所				住所地の避難所	
避難支援等を必要とする理由	【障害、要介護等の種別】		町会・自治会名		
			民生・児童委員名		
	【障害等級、要介護状態区分等】		警察署		
			消防署		
同意の有無		個別計画の有無			

本人連絡先

電話番号		FAX 番号	
携帯電話番号		e-mail	

利用している福祉サービス事業者

事業者名		担当者	
住所	〒	電話番号	

安否確認者の連絡先

安否確認者①	氏名		住所	〒
	関係		連絡先	電話： () 携帯： ()
安否確認者②	氏名		住所	〒
	関係		連絡先	電話： () 携帯： ()

メモ及び安否確認の状況

平常時メモ	災害時メモ
○ 福祉用具等	
○ 配慮が必要な事項	【安否確認の状況】

避難行動要支援者情報の外部提供同意書

文京区長殿

私は、災害対策基本法に基づき文京区が作成する避難行動要支援者名簿に掲載されている情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住所地の避難所、避難支援等を必要とする理由、本人連絡先、利用している福祉サービス事業者、安否確認者の連絡先等）及び避難支援に要して作成する個別計画（避難行動要支援者の基礎情報、家族・緊急連絡先の情報等、自宅の状態、各種福祉サービスの利用状態、具体的な心身の状況、医療にかかる情報、避難生活にかかる支援等）について、避難支援等関係者（区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署・警察署、文京区社会福祉協議会及び福祉サービス事業者）へ提供することに同意いたします。

また、私は避難支援等関係者が調査や防災啓発のため、電話や訪問などをすることを了承いたします。

<登録者>

ふりがな			
氏名			
生年月日		性別	
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
携帯電話番号		e-mail	

<ご本人書名欄> 上記のことに同意される方は、以下に署名をお願いします。

平成 年 月 日 氏名

<手続代行者> ※手続きを代行される場合にご記入ください。

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	

※ 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※ 個別計画（避難支援計画）を作成するため、区や関係機関、避難支援関係者等が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

※ 避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、必ずなされるということを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

※ 個別計画作成の調査にあたり、以下の各項目に記入をお願いします。

<利用している福祉サービス事業者>

利用している福祉サービス事業者（居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者）のご担当者（担当ケアマネジャー等）を記入してください。

事業者名		担当者	
住所	〒	電話番号	
<input type="checkbox"/> 福祉サービス事業者（ケアマネジャー等）の利用をしていない場合は、こちらに <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。			

<安否確認者の連絡先>

要支援者ご本人（又はご家族等）で、災害時に安否確認を行う方を事前に調整し、安否確認者として指定してください。指定にあたっては、安否確認者としての役割等を十分に説明し、理解した上で指定の了解を得てください。

安否確認者を指定できないときは、コーディネーターが区や文京区社会福祉協議会と調整し、支援者（町会・自治会、民生・児童委員）とのマッチングを行います。

なお、災害時の安否確認体制を早急に確立する必要があるため、安否確認者の指定が1名の場合でも、個別計画は作成し、第2安否確認者がマッチングできた時点で追記することとします。

安否確認者①	氏名		住所	〒
	関係		連絡先	電話： () 携帯： ()
安否確認者②	氏名		住所	〒
	関係		連絡先	電話： () 携帯： ()
<input type="checkbox"/> 安否確認者を指定できない場合は、こちらに <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。				

※ 主な安否確認者の役割

平常時・・・顔の見える関係づくり（日頃の見守り、声かけ）

個別計画に基づく安否確認・避難支援等訓練の実施

災害時・・・自身と家族の安全確保

個別計画に基づく安否確認・避難支援

避難所への安否情報、避難支援の報告

※ 個別計画作成の調査にあたり、以下の各項目に記入をお願いします。

<利用している福祉サービス事業者>

利用している福祉サービス事業者（居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者）のご担当者（担当ケアマネジャー等）を記入してください。

事業者名		担当者	
住所	〒	電話番号	

福祉サービス事業者（ケアマネジャー等）の利用をしていない場合は、こちらにを記入してください。

<安否確認者の連絡先>

要支援者ご本人（又はご家族等）で、災害時に安否確認を行う方を事前に調整し、安否確認者として指定してください。指定にあたっては、安否確認者としての役割等を十分に説明し、理解した上で指定の了解を得てください。

なお、災害時の安否確認体制を早急に確立する必要があるため、安否確認者の指定が1名の場合でも、個別計画は作成し、第2安否確認者がマッチングできた時点で追記することとします。

安否 確認 者①	氏名		住所	〒
	関係		連絡先	電話： () 携帯： ()
安否 確認 者②	氏名		住所	〒
	関係		連絡先	電話： () 携帯： ()

登録においては、安否確認者をあらかじめ指定することが条件となりますが、安否確認者を指定できない場合は、こちらにを記入してください。

※ 主な安否確認者の役割

平常時・・・顔の見える関係づくり（日頃の見守り、声かけ）

個別計画に基づく安否確認・避難支援等訓練の実施

災害時・・・自身と家族の安全確保

個別計画に基づく安否確認・避難支援

避難所への安否情報、避難支援の報告

避難行動要支援者〔名簿・個別計画〕受領書

年 月 日

文 京 区 長 殿

組 織

氏 名

住 所

このたび、文京区避難行動要支援者〔名簿・個別計画〕一通を確かに受領いたしました。

この上は文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）及びこれに基づく指示事項を遵守いたします。

（遵守事項）

- (1) 秘密の保持を厳守すること。
- (2) 名簿及び個別計画の紛失等がないように適正に管理すること。
- (3) 登録情報を目的以外に使用しないこと。
- (4) 第三者へ登録情報を提供しないこと。
- (5) 災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供すること。
- (6) 名簿及び個別計画の複製及び複写の禁止
- (7) (1)から(6)のいずれかに反する事態が生じたときは、速やかに文京区長に報告すること。
- (8) 名簿登録者から登録内容変更等の届出を受けたときは、速やかに文京区長に通知すること。

避難行動要支援者個別計画(避難支援計画)

記入(更新)日 年 月 日

避難行動要支援者の基礎情報

No.	ふりがな 氏名	血液型	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
住所・居所	〒		生年月日	年 月 日生(歳)
連絡先	電話: () FAX: ()	携帯電話: ()	e-mail:	
要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護(認定年月日 ())	障害者	<input type="checkbox"/> 上肢(級) <input type="checkbox"/> 下肢(級) <input type="checkbox"/> 体幹(級)	
	<input type="checkbox"/> 要支援(認定年月日 ())		<input type="checkbox"/> 視覚(級) <input type="checkbox"/> 聴覚(級) <input type="checkbox"/> 内部(級) <input type="checkbox"/> 平衡障害(級)	
難病	<input type="checkbox"/> 難病医療費受給者	<input type="checkbox"/> 愛の手帳(度) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(級)		
その他	<input type="checkbox"/> 65歳以上の単身世帯 <input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> その他()			

家族・緊急連絡先の情報等

家族形態	<input type="checkbox"/> 同居家族あり(家族構成:) <input type="checkbox"/> 時間帯により独居(日中・夜間) <input type="checkbox"/> 高齢者のみ(65歳以上)の世帯 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> その他()			
緊急連絡先(日中)	氏名	住所	関係	
	電話	()	携帯:	()
緊急連絡先(夜間)	氏名	住所	関係	
	電話	()	携帯:	()

自宅の状態

形態	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> マンション・アパート(階) <input type="checkbox"/> その他()	エレベーター有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
備蓄状況	<input type="checkbox"/> 水(日分) <input type="checkbox"/> 食料(日分) <input type="checkbox"/> 薬() <input type="checkbox"/> ティッシュ(日分) <input type="checkbox"/> トイレトペーパー(日分) <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> その他()		
避難誘導時の経路・注意点			

各種福祉サービスの利用状態

No.	受けているサービス	事業者名称	連絡先
1			
2			
3			
その他 特記事項			

具体的な心身の状況

視覚	めがね、老眼鏡の使用(有・無) <input type="checkbox"/> 日常生活に支障なし <input type="checkbox"/> 少しは見える <input type="checkbox"/> ほとんど見えない <input type="checkbox"/> 全く見えない
聴覚	補聴器の使用(有・無) <input type="checkbox"/> 日常生活に支障なし <input type="checkbox"/> 少しは聞こえる <input type="checkbox"/> ほとんど聞こえない <input type="checkbox"/> 全く聞こえない
意思伝達	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 時折伝えられないことがある <input type="checkbox"/> 伝えることが全く(ほとんど)できない ・意思伝達の方法 <input type="checkbox"/> 音声 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> その他()
麻痺等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 左上肢 <input type="checkbox"/> 右上肢 <input type="checkbox"/> 左下肢 <input type="checkbox"/> 右下肢 <input type="checkbox"/> その他()
移動	<input type="checkbox"/> つかまらないでできる <input type="checkbox"/> 何かにつかまればできる <input type="checkbox"/> できない ・移動の方法 <input type="checkbox"/> シルバーカー <input type="checkbox"/> 介助者 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> ストレッチャー
集団適応	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> あまりない <input type="checkbox"/> ない()
認知症	<input type="checkbox"/> あり(重度 中等度 軽度) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
その他特記事項	

医療にかかる情報

医療情報	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ <input type="checkbox"/> 吸引器 <input type="checkbox"/> スチーム <input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> その他()		
主な病名			
常服薬種類			
かかりつけ医	病院・診療所名称	住所	電話
既往歴			
その他特記事項			

避難生活にかかる支援

食事	<input type="checkbox"/> 一人でできる <input type="checkbox"/> 誰かの介助があればできる <input type="checkbox"/> 専門的(介護ヘルパー等)な介助が必要	食事内容	<input type="checkbox"/> 普通(一般と同じ) <input type="checkbox"/> おかゆ <input type="checkbox"/> 流動食 <input type="checkbox"/> その他()
トイレ	<input type="checkbox"/> 一人でできる <input type="checkbox"/> 環境が整っていれば、一人でできる(洋式・手すり等の整備) <input type="checkbox"/> 誰かの介助があればできる <input type="checkbox"/> 専門的(介護ヘルパー等)な介助が必要		
その他特記事項			

安否確認者の連絡先

安否確認者①	氏名		住所		関係	
	(団体名)		連絡先	電話: () 携帯: ()		
安否確認者②	氏名		住所		関係	
	(団体名)		連絡先	電話: () 携帯: ()		

町会・自治会、民生・児童委員の連絡先

町会・自治会	加入状況(加入・未加入)	担当者名	
		連絡先	電話: () 携帯: ()
民生・児童委員		連絡先	電話: () 携帯: ()

最寄の避難所(避難予定施設)

避難所	住所	
	連絡先	

個別計画(避難支援計画)の確認

作成者	事業者名		住所	
	作成者名		連絡先	

その他(メモ欄)

区処理欄

防災課 受付日	年 月 日	システム 入力日	年 月 日
------------	-------	-------------	-------